

# 伊野南墓地公園使用者募集... 一般の方への第3回募集において残った区画及びキャンセルとなった区画について、使用者を募集します。

## ■申込方法

直接環境課へお越しください。随時受付します。  
電話での申込受付はしません。  
事前に現地を確認しておいてください。(現地に区画図有り。)  
連続した区画の場所は端から申込順に使用者を決めていきます。

## ■受付期間

12月15日(月)から受け付けます。  
9時~17時(土・日・祝日は除く。)  
ただし、残区画が無くなった時点で受け付けは終了します。

## ■申込者資格

次のいずれかの条件を備える方で、使用許可後2年以内に確実に墓碑等の設置のできる方。

- ①いの町内に住所を有する方。
- ②いの町内に本籍を有する方。
- ③いの町内に現に故人の墳墓を有する方。(いの町内に墳墓を有し、改葬先として、伊野南墓地公園を希望する方。)

## ■募集区画

・2.0坪区画(約6.6㎡)	2.20×3.00	2区画	間口 奥行
1区画金額	1,056,000円	W-1-15・W-2-26	2.30×3.00
・1.5坪区画(約5.1㎡)	1.70×3.00	19区画	
1区画金額	816,000円		
W-9-18~W-9-33・W-6-2・E-8-31・E-9-18			
・1.2坪区画(約4.2㎡)	1.71×2.47	7区画	
1区画金額	672,000円		
E-13-19, E-13-24~E-13-29			

## ■規格外区画(7区画)

・E-2-20(隣接地1.1㎡ 含約8.0㎡)	2.30×3.00	間口 奥行
1区画金額	1,280,000円	
・E-4-22(隣接地7.3㎡ 含約16.7㎡)	3.14×3.00	
1区画金額	2,672,000円	
・E-5-24(約8.9㎡)	2.99×3.00	
1区画金額	1,424,000円	

・E-6-32(約5.9㎡)	1.99×3.00
1区画金額	944,000円
・E-7-31(約8.3㎡)	2.79×3.00
1区画金額	1,328,000円
・E-9-31(約8.4㎡)	2.81×3.00
1区画金額	1,344,000円
・E-13-30(約7.6㎡)	3.08×2.47
1区画金額	1,216,000円

※1区画金額は、永代使用料、永代管理料を合計した金額です。

## ■永代使用料

1㎡あたり 130,000円

## ■永代管理料

1㎡あたり 30,000円

## ■申込時に用意いただくもの

- ・印鑑
- ・住所要件で申し込まれる方は、住民票(世帯全員の記載のあるもの) 1通
- ・本籍要件で申し込まれる方は、戸籍抄本と住民票 各1通
- ・既存墓地要件で申し込まれる方は、申立書と住民票 各1通

## ■申し込みの注意事項

- ①申し込みは1世帯1区画とします。重複の申し込みはできません。
- ②「申込者」以外は墓地の使用ができませんので、必ず「使用者」となる方の名前で申し込んでください。
- ③残区画がなくなり次第受付は終了します。
- ④いの町内に住民票の無い方については、いの町内在住の方を代理人に選定していただきます。
- ⑤いの町内にある墓地を移転する要件のみで申し込む場合は、申立書を提出していただき、現地確認に立ち会っていただきます。
- ⑥使用許可後2年以内に墓碑の設置がなされない場合は、使用許可が取り消しとなり、払い込まれた永代使用料、永代管理料も返還されませんので、お墓の設置に関係される方々と十分ご検討されたうえで申し込みしてください。
- ⑦詳細については、環境課までお問い合わせください。

## ■問い合わせ

環境課 ☎ 893-1160

# あなたの家には 住宅用防災(火災)警報器は設置されていますか!?

住宅火災による死者数が急増しており、特に死者の半数以上が高齢者で、死に至った原因の70%は逃げ遅れとなっています。

## 消防法及び仁淀消防組合火災予防条例の一部が改正され、全ての一般住宅等にも「住宅用防災(火災)警報器」の設置が義務付けられました。

## 【設置基準】

○新築住宅：平成18年6月1日から設置が義務付けられました。

○既存住宅：平成23年5月31日までに設置が必要で、

## 【設置場所】

就寝に利用する全ての部屋で、次の各部分に設置が必要です。

①平屋建の場合：寝室のみ設置。

②2階建住宅の場合：2階に寝室がある場合は、寝室と2階の階段に設置。

③3階建住宅の場合：1階に寝室がある場合は、寝室と3階の階段に設置。1階、2階及び3階に寝室がある場合は、寝室と2階及び3階の階段に設置。

④上記①~③に該当しない階で、7㎡以上の居室が5以上ある階の廊下(廊下が無い場合は階段)に設置。

## ※警報器は寝室の数に応じて設置が必要です。

※警報器は寝室の数に応じて設置が必要です。寝室については天井又は壁面に設置、階段は踊り場の天井又は壁面に設置します。また、台所等の火気使用場所への設置義務はありませんが、自主的に設置しておく

## 【住宅用火災警報器の概要】

○煙式で、天井又は壁に簡単に取り付けられ、音声や警報音で火災を知らせます。

○電池タイプとAC100Vタイプがあります。

○電池が少なくなると警報音が鳴ります。新しい電池と取り替えてください。

※購入するときは、日本消防検定協会の鑑定に合格した「NSマーク」のあるものが安心です。



## 【基準の特例】

消防法令の想定していない

ような高性能で特殊な警報器や、消火設備等が設置されている場合や、既に住宅用火災警報器と概ね同等の性能を有する警報器等又はこれに類する機器が設置されている等の場合においては、適用が除外されます。

## ◎悪質な訪問販売には、十分注意してください!!

(適用除外とする場合は、事前に仁淀消防本部予防係に相談してください。)

市場価格を超えた高価で販売する業者や、消防職員を装って訪問し、粗悪品を押し売りするケースもあります。消防署員が住宅用火災警報器を販売することはありませんので、訪問販売には十分注意してください。住宅用火災(火災)警報器は、クーリングオフの対象です。

## 問い合わせ

仁淀消防本部

☎ 893-3221

住宅用火災警報器相談室

☎ 0120-565-911

悪質な訪問を受けた場合には、仁淀消防本部へ連絡してください。